

I 会則ならびに規約および各細則の改正について承認を求める件 ※改正後の会則等は巻末に掲載

2018年度（平成30年度）規約改正のポイント

改正の概要： 育成会と団は今まで一体化して運営されてきたが、今回の改正でその組織および会計を分けることとし、それに付随した各構成員および監査事務等の改正を行う。加えて個人情報の保護について細則として新たに規定することとした。

○育成会会則

- 4条 会員構成 正会員、賛助会員、スカウト会員を規定した。
- 13条 会計処理について、団会計と同様に規定した。
- 14条 会計監査は、育成会会計担当と団会計担当がそれぞれの会計監査を行うこととした。
- 17条 総会に付すべき事項について、隊に関するものは各隊保護者会等で報告を行い、総会においては、総会資料等での記載にとどめることとした。

○育成会細則（会計）

- 1条 正会員および賛助会員に会費の額による種別を設けた。
スカウト会員は、スカウト人数分の登録費相当額を納める。（現行通り）
- 2条 会費の減額、免除について、団費に関わる免除規定を団規約細則へうつした。

○育成会細則（個人情報保護）

新規に規定。

○団規約

- 4条 団員を規定
- 7条 個人情報保護の規定 育成会細則に従うものとし、新たに団の細則設定しないこととした。
- 9条 団委員長が地区等の要職につくことがあるため、団委員長代行の役務を追加。
- 10条 役務の整理
- 11条 準指導者について日本連盟教育規程に順じ改正
- 20条 会計監査は、育成会会計担当と団会計担当がそれぞれの会計監査を行うこととした。
- 26条 新たに団総会を開催するため、総会の規定を追加。
- 32条 プライバシーポリシーを規定 ※改廃については、総会でなく団委員会で行う。

○団規約（細則）

- 1条 育成会費に関する規定を育成会会則細則へうつした。

○団規約に付すべき「プライバシーポリシー」を規定

新規に規定。

II 2017年度育成総会での提案について

県連組織改革に伴う団組織の改革について、今回の総会にて提案する予定であったが、本年以降引き続きの検討を加えるものとし、次年度以降準備が整い次第、育成総会にて提案することとした。